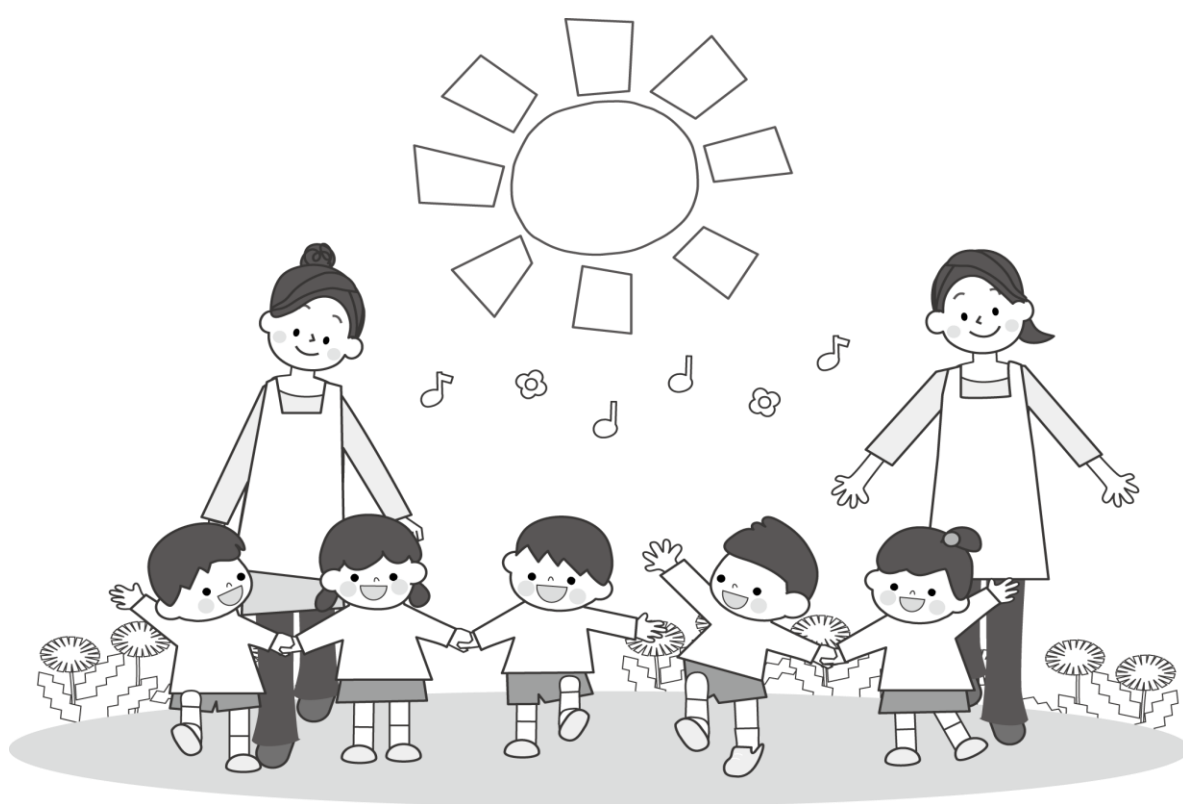


令和2(2020)年度

入園のごあんない



菰野町

目次

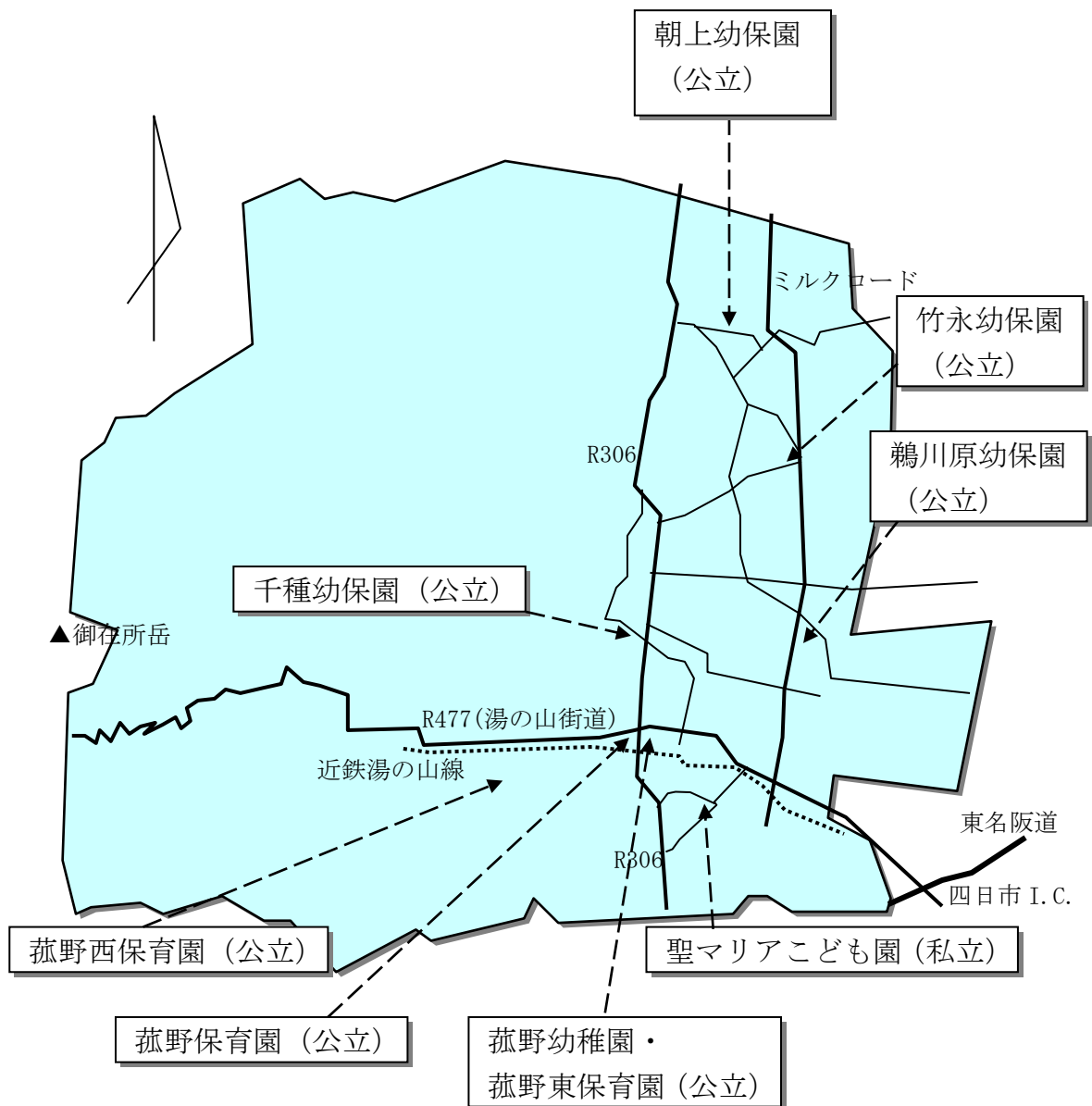
菰野町の幼稚園・保育園・認定こども園の概要

…P1～4

1. 幼稚園・保育園・認定こども園とは
…P5
2. 支給認定
…P6
3. 保育園・認定こども園(保育園部)の利用時間等
…P6～7
4. 幼稚園の利用時間等
…P8
5. 入園申込から決定までの流れ
…P9
6. 入園申請に係る添付書類(保育園・こども園保育園部)
入園説明会日程
…P10～12
7. 利用者負担額(保育料)について
…P13～15
8. 園庭開放
…P15

菰野町の幼稚園・保育園・認定こども園の概要

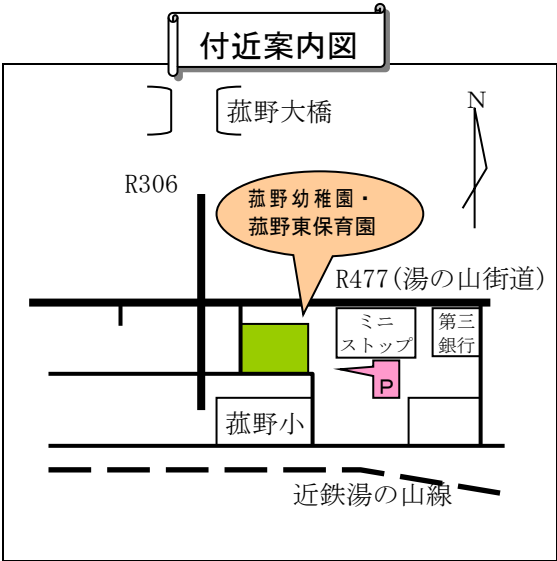
幼稚園・保育園・認定こども園位置図



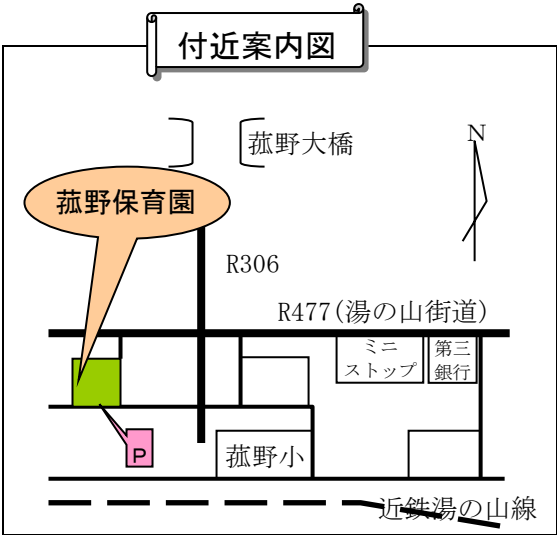
各園のご案内

公立幼稚園・公立保育園

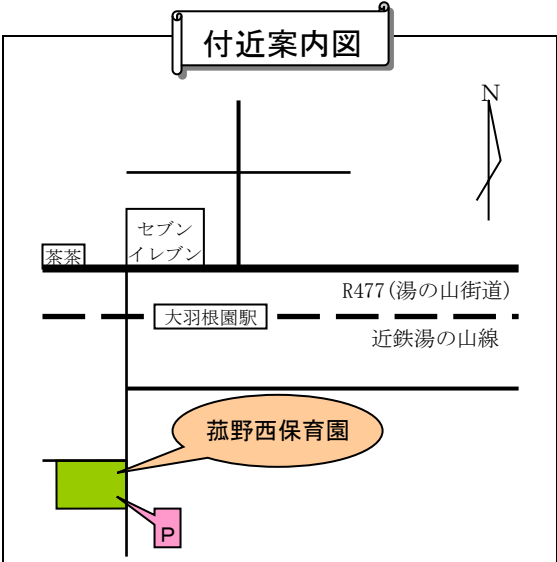
菰野幼稚園・菰野東保育園
 住 所 菰野町大字菰野1485
 電話・FAX (059) 393-1179
 入園対象年齢 3歳児～5歳児
 保育園定員 60名
 発達支援保育



菰野保育園
 住 所 菰野町大字菰野2098
 電話・FAX (059) 393-2135
 入園対象年齢 6か月～5歳児
 定 員 160名
 発達支援保育・乳児保育



菰野西保育園
 住 所 菰野町大字菰野8870
 電話・FAX (059) 394-0884
 入園対象年齢 6か月～5歳児
 定 員 150名
 発達支援保育・乳児保育



千種幼保園

住 所 菰野町大字音羽2240
電話・FAX (059) 393-2406
入園対象年齢 保育園 3か月～5歳児
幼稚園 3歳児～5歳児
保育園定員 140名
発達支援保育・乳児保育・延長保育
土曜日保育拠点園

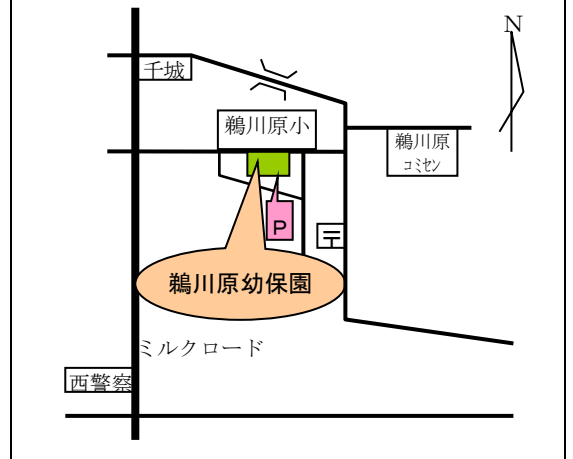
付近案内図



鶺川原幼保園

住 所 菰野町大字大強原829-1
電話・FAX (059) 393-2405
入園対象年齢 保育園 6か月～5歳児
幼稚園 3歳児～5歳児
保育園定員 140名
発達支援保育・乳児保育

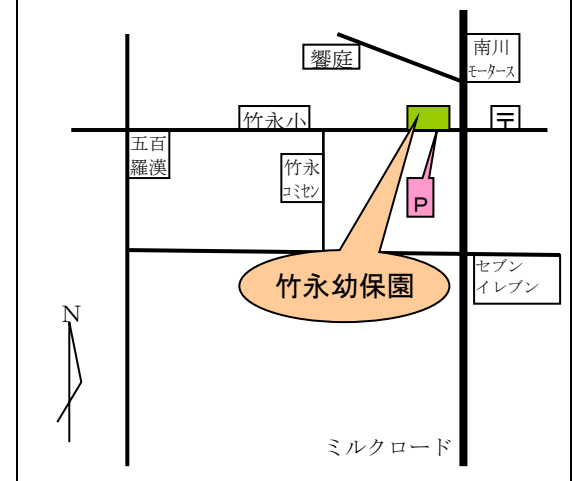
付近案内図



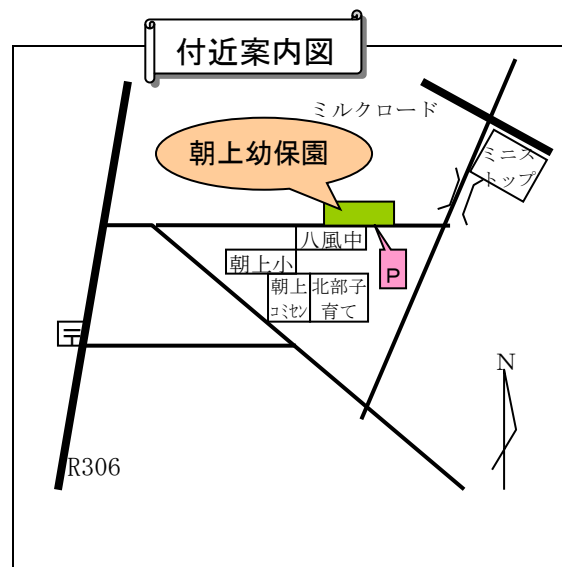
竹永幼保園

住 所 菰野町大字永井59
電話・FAX (059) 396-0527
入園対象年齢 保育園 6か月～5歳児
幼稚園 3歳児～5歳児
保育園定員 170名
発達支援保育・乳児保育

付近案内図

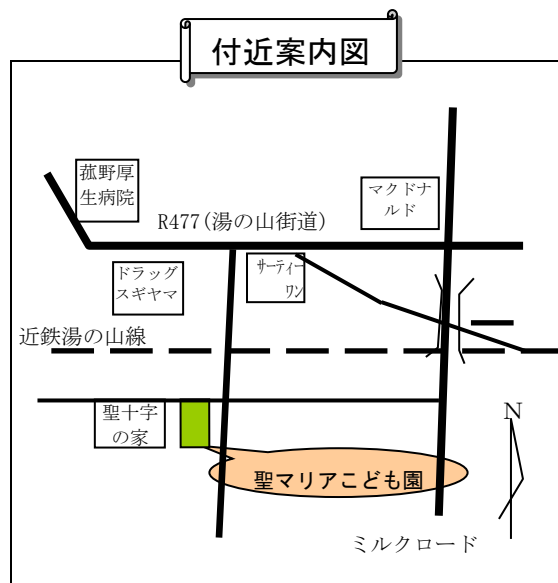


朝上幼保園
 住 所 菰野町大字田光3306-2
 電話・FAX (059) 396-0114
 入園対象年齢 6か月～5歳児
 定 員 230名
 発達支援保育・乳児保育



私立認定こども園

社会福祉法人鈴鹿聖十字会
聖マリアこども園
 住 所 菰野町大字宿野1433
 電 話 (059) 394-0080
 F A X (059) 325-7779
 入園対象年齢 保育園部 11か月～5歳児
 幼稚園部 3歳児～5歳児
 定 員 保育園部 80名
 幼稚園部 15名
 乳児保育・一時保育・延長保育
 病後児保育室・子育て支援室あり



聖マリアこども園では、3歳児、4歳児、5歳児は保育園部の園児と幼稚園部の園児を受け入れています。入園を希望される方は、菰野町役場子ども家庭課へ入園申し込みをしてください。

また、園には子育て中の方を応援するための子育て支援室があり、子育て中の方に利用していただけます。親子で参加していただける行事なども開催しています。

1 幼稚園・保育園・認定こども園とは

幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。公立幼稚園は居住地の属する小学校区により、就園できる園が定められています。

保育園は、「保育を必要とする事由」を有する児童を保育する児童福祉施設です。保育園への入園は、児童の保護者が下記に掲げる「保育を必要とする事由」に該当し、その児童が保育を必要と認められた場合に限りです。

菰野町では、幼稚園と保育園機能を同一園で提供する幼保一体化運営を行っています。

認定こども園は、就学前の児童に幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を持った施設です。幼稚園の機能を持った幼稚園部と保育園の機能を持った保育園部があり、保育園部の入園は、児童の保護者が下記に掲げる「保育を必要とする事由」に該当し、その児童が保育を必要と認められた場合に限りです。

保育を必要とする事由

- ① 就労（1か月64時間以上の就労を常態としていること）
- ② 妊娠・出産（出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末までの期間）
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含み、入園期間は最長3か月）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 上記に類する状態として認める場合

2 支給認定

幼稚園・保育園・認定こども園に入園するためには、教育及び保育を必要とする事由を認定する『支給認定』が必要になります。支給認定には次に示すとおり入園先の希望や子どもの年齢によって3つの区分があり、その認定の区分に応じて入園する施設が決まります。支給認定後、町より『支給認定証』を交付します。支給認定証は入園の必要性を証明するものですので、大切に保管してください。

認定区分	対象となる子ども	入園先
1号認定	令和2年4月1日現在 満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	令和2年4月1日現在、満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定	令和2年4月1日現在、満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園

支給認定後の注意点

支給認定後、保護者の氏名・住所及び連絡先や、お子さんの氏名が変更となる場合は、現在利用中の園へお申し出ください。また、保育の必要時間の変更や幼稚園、保育園の転園等は変更申請の手続きが必要ですので、支給認定変更申請書を現在利用中の園へ変更する前月末までに提出してください。

保育の必要な事由を満たさなくなり、家庭での保育が可能になった場合や町外に転出される場合は、退園手続きが必要となりますので、退園することがわかった時点で、すみやかに現在利用中の園にて手続きしてください。

3 保育園・認定こども園(保育園部)の利用時間等

	園名	開所時間	入園対象年齢
公立	菰野保育園	7:30～18:30	6か月～
	菰野西保育園	7:30～18:30	6か月～
	菰野東保育園	7:30～18:30	3歳児～(令和2.4.1現在)
	千種保育園	7:30～19:00(延長保育実施)	3か月～
	鵜川原保育園	7:30～18:30	6か月～
	竹永保育園	7:30～18:30	6か月～
	朝上保育園	7:30～18:30	6か月～
私立	聖マリアこども園	7:30～19:00(延長保育実施)	11か月～(要相談)

※公立保育園の土曜日保育は、拠点園千種保育園での保育となります。

【保育必要量の認定】

2号認定・3号認定の場合、保育必要量(保育利用時間)は保育短時間と保育標準時間の2つの区分があり、「保育を必要とする事由」によっていずれかに認定します。保育利用時間は原則、認定を受けた時間内になります。

1. 保育短時間 8:30～16:30 (15:00 ごろから降園できます)
2. 保育標準時間 7:30～18:30

保育を必要とする事由	保育必要量		認定する根拠
	短時間	標準時間	
就労	○	○	勤務時間、通勤時間などの状況に応じて認定します。
妊娠・出産	○	○	状況に応じて認定します。
保護者の疾病・障がい	○	○	疾病・障がいの状況に応じて認定します。
親族の介護・看護	○	○	介護・看護の状況に応じて認定します。
災害復旧	/	○	申し出により、短時間に変更できます。
求職活動	○	/	
就学	○	○	就学の内容等の状況に応じて認定します。
その他	○	/	状況に応じて認定します。

◎保育必要量を変更する場合は、前月末日までに園に申し出てください。月単位でのみ変更可能です。

◎父母で保育の必要時間が「保育標準時間」と「保育短時間」とで異なる場合は、「保育短時間」の認定です。

【時間外保育の利用】

保育短時間認定の園児が、やむを得ず認定時間を越えて園を利用する場合には、時間外保育の申し込みが必要です。時間外保育は通常の保育料とは別に時間外保育利用料として、**1日200円(1か月2,000円の上限あり。同一世帯から同時に2人以上利用した場合は、2人目は半額、3人目以上は無料)**が必要です。

また、保育標準時間認定の園児が18:30以降の延長保育を利用する場合も時間外保育利用料が必要です。なお、延長保育を利用できる園は限られます。

基本利用した翌月の保育料に上乗せいたします。3月の利用については、翌月4月中旬ごろに時間外利用分のみ納付書を送付します。

時間外保育利用料は無償化の対象外です。

【土曜日保育について】

公立保育園の土曜日保育は拠点園で実施します。ただし、保護者が土曜日に勤務する場合に限り利用でき、事前の申請が必要です。

4 幼稚園の利用時間等

幼稚園の教育時間(在園時間)は、幼稚園教育要領で1日4時間を標準とすると定められています。

教育標準時間 9:00 ~ 13:00

登園時間 8:30 ~ 9:00

降園時間 13:00 ~ 14:00

※年齢や送迎用駐車場の状況等により、各園で調整しています。

休業日 夏季休業日 7月中旬~8月末

冬季休業日 12月下旬~1月上旬

春季休業日 3月下旬~4月上旬

【一時預かり保育(幼稚園型)の利用】

降園時間終了後、下記の理由に該当する場合は、一時預かり保育を利用することができます。
利用できる時間は午後3時までです。

長期休暇中の一時預かり保育も、午後3時まで利用できますが、長期休暇中には一時預かり保育休業日があります。

(参考…令和元年の夏休み期間の一時預かり保育休業日は8/5~8/16)

その他、園が休園とする日は、一時預かり保育は利用できません。

利用料金は下表のとおりです。

《一時預かり保育(幼稚園型)を利用できる理由》

①保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急的な事由

※緊急的な事由には学校行事への参加などは含まれません。

②保護者の労働、職業訓練、就学などの継続的な事由

《利用料金》

		利用料	給食費等
通常日	午後1時から午後3時まで	200円	20円
長期休業日	午前9時から午後1時まで	400円	210円
	午前9時から午後3時まで	600円	230円

※基本は利用した翌月、口座振替にてお支払いいただきます。3月の利用については、翌月4月中旬ごろに一時預かり分のみの納付書を送付します。転園月、退園月の利用についても、翌月中旬ごろに一時預かり分のみの納付書を送付します。

※児童の保護者がP5に掲げる「保育を必要とする事由」に該当し、その児童が保育を必要と認められた場合に限り、利用料については無償化の対象となります。必要書類についてはP10をご確認ください。

※聖マリアこども園(幼稚園部)についての詳細は、直接園にお尋ねください。

5 入園申込から決定までの流れ

申込
・
面談

☆一斉申込書配布期間…令和元年9月9日(月)～

☆一斉申込・面談期間…令和元年10月1日(火)～令和元年10月31日(木)

役場子ども家庭課、各地区コミュニティセンター、各園にて申請書をお渡しします。
(就労証明書等添付書類もお渡しします。)

申請書記入後、P10～の申請時に必要なものを確認して提出してください。

《提出締切 令和元年10月31日》

※保育園希望の場合、添付書類(P10)の提出が必要です。お早めに添付書類の準備をお願いします。不足書類の追加提出期限は令和元年11月15日(金)です。

※提出時、申請内容等について面談で聞き取りをします。

☆支給認定及び入園調整

申請内容を審査し、支給認定及び入園調整を行います。

幼稚園の場合、希望者が多数いる時には、公正な方法で入園の選考を行うことがあります。

保育園の場合、申請書類に基づき保育を必要とする事由(P5参照)を審査し、一人親世帯など、様々な要素を考慮して入園調整を行います。なお、保育園に入園できる基準に満たないために入園が認められない場合や、希望者が多数いるため、入園保留になることや希望の保育園へ入園できない場合もあります。

利用調整の結果については、令和元年12月中旬頃に通知を送ります。

支給認定
入園調整

入園決定
及び
入園説明会

☆入園説明会 令和2年2月中旬～下旬

令和2年1月中に入園説明会のお知らせと事業所入所内定通知書を送付予定です。

説明会では、保護者と入園予定の児童が参加して、園生活の具体的な説明を受けます。入園説明会の参加対象となる方は幼稚園・保育園共に、4、5月新入園の方と転園の方です。

また、保育用品の販売や保育士との面談もあります。

入園説明会日程は、P11を参照してください。

6月以降に入園される方は、随時個別で面談を行い説明しますので、事前に内定した園と日程調整した上で園までお越しください。

☆入園式の案内・支給認定決定通知書・支給認定証の送付

令和2年3月中旬頃に上記書類を送付予定です。

利用者負担額については4月入園の方は、4月上旬頃に通知書を園から渡します。年度途中に入園の方は、入園月の月上旬頃に随時お渡しします。

通知書発行

6 入園申請に係る添付書類

【家庭でお子さんを保育できない状況を確認できる書類】

利用の事由	必要書類
就労	《会社勤めの方》 様式「就労証明書」と給与明細写し(最新のもの1か月分) ※これから勤務の方の給与明細は、1か月間勤務したことが確認できるものを後日提出 《自営業の方》 様式「就労証明書」と確定申告写し(申告書Bの第一表及び第二表) ※確定申告の写し以外に給与明細の写しや開業届出書や営業許可書など可
妊娠・出産	母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)
保護者の 疾病・障がい	《疾病》 様式「診断書」 《障がい》 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し
親族の介護・ 看護	様式「介護に関する申告(証明)書」
求職活動	ハローワークの登録証の写し等(求職活動していることがわかる書類) ※3月中旬までに勤務先が決まらない場合のみ、上記の書類を提出してください。 勤務先が決まり次第、就労証明書を提出してください。 ※認定後もハローワークにて毎月様式「求職活動報告書」に求職活動を継続していることの証明を受ける必要があります。
就学	学生証(在学証明書)の写しまたは受講の証明ができる書類 カリキュラム等受講状況を証明する書類(趣味講座や通信教育は除く)
上記以外	その他必要書類(詳しくはお問い合わせください。)

※ 65歳未満の祖父母が同一地番にいる場合、祖父母が家庭でお子さんを保育ができない状況を確認できる上記書類の提出がない場合、入園調整において減点があります。

※ 幼稚園に入園する場合でも「保育を必要とする事由」に該当すれば、一時預かり(幼稚園型)の利用料についても無償化の対象となるため、「施設等利用給付認定(変更)申請書」と共に上記書類の提出をお願いします。

【菟野町へ転入予定のある方】

※ 菟野町の申込受付期間の期日までに以下の2点を添付していただければ、菟野町民として選考します。

- ・入園希望月の前月末日までに菟野町へ転入されることが確認できる書類
(転入先住居の賃貸契約書・売買契約書等の写し)
- ・「転入に関する申立書」

【要保護者等世帯に該当し、所得割課税額 77,100 円以下の世帯の場合】

※ 保育料減免の対象になりますので、「利用者負担額減額申請書」を提出してください。

要保護者世帯とは、一人親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた

者がいる世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯等をいいます。

この場合の一人親世帯とは、父または母が児童扶養手当もしくは障害年金または遺族年金を受給している世帯です。

【マイナンバーについて】

※ **入園申込の際、マイナンバー(個人番号)と身元確認(本人確認)できるものを持参してください。**

マイナンバーは、世帯全員必要です。

下記の(1)(2)(3)のうち、ひとつご提示ください。

- (1) マイナンバー(個人番号)カード 1点のみ
- (2) マイナンバー確認資料<1点> + 本人確認資料(写真付)<1点> の合計2点
- (3) マイナンバー確認資料<1点> + 公的機関の発行書類 <2点> の合計3点

マイナンバー確認資料	本人確認資料	公的機関の発行書類
・通知カード	・運転免許証	・健康保険証
・住民票(マイナンバー記載有)	・パスポート	・年金手帳
	・その他公的機関の写真付証明書	・児童扶養手当証書など

※ 代理人による申請

①祖父母による法定代理人から申請される場合は、戸籍謄本またはその他その資格を証明する書類が必要です。保護者・祖父母以外の代理人が申請される場合は、委任状の提出が必要です。

②代理人の身元確認書類は、代理人のマイナンバー(個人番号)カードや運転免許証などが必要です。

③本人の番号確認は、本人のマイナンバーカード(その写し可)や通知カード(その写し可)または本人のマイナンバーが記載された住民票が必要です。

以上の3点を必ず持参してください。

【入園申込に必要なもの】

①保育園・認定こども園(保育園部)の入園申込

「子どものための教育・保育給付支給認定(変更)申請書」

家庭でお子さんを保育ができない状況を確認できる書類

父母それぞれ必要です。(一人親家庭の場合は1人分)

マイナンバー(世帯全員分)と本人確認できるもの(運転免許証、パスポート等)

認印

＜要保護者等世帯で所得割課税額 77,100 円以下の場合＞

利用者負担減額申請書

＜65歳未満の祖父母が同一地番にいる場合＞

祖父母が家庭でお子さんを保育ができない状況を確認できる書類

＜転入予定のある方のみ＞

入園希望月の前月末日までに菰野町へ転入されることが確認できる書類

(転入先住居の賃貸契約書・売買契約書等の写し)

「転入に関する申立書」

②幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の入園申込

「子どものための教育・保育給付支給認定(変更)申請書」

マイナンバー(世帯全員分)と本人確認できるもの(運転免許証、パスポート等)

認印

＜要保護者等世帯で所得割課税額 77,100 円以下の場合＞

利用者負担減額申請書

＜転入予定のある方のみ＞

入園希望月の前月末日までに菰野町へ転入されることが確認できる書類

(転入先住居の賃貸契約書・売買契約書等の写し)

「転入に関する申立書」

※公立幼稚園は居住地の属する小学校区により、就園できる園が定められています。

＜一時預かり(幼稚園型)を利用する方で「保育を必要とする事由」に該当する場合＞

家庭でお子さんを保育ができない状況を確認できる書類

「施設等利用給付認定(変更)申請書

【入園説明会の日程】

2月27日(木)	菰野保育園	2月26日(水)	千種幼保園
2月21日(金)	菰野西保育園	2月26日(水)	菰野幼稚園・東保育園
2月20日(木)	朝上幼保園	2月28日(金)	竹永幼保園
2月19日(水)	鵜川原幼保園	2月17日(月)	聖マリアこども園

7 利用者負担額(保育料)について

利用者負担額(保育料)とは、子どものための教育・保育のために必要な費用のうち、保護者が負担する料金です。

菰野町では、幼稚園・保育園及び認定子ども園の利用者負担額(保育料)について、世帯の所得に応じた応能負担を基本とし、国が定める基準よりも減額した金額を設定するとともに、町独自の細分化した所得区分を設定することにより、利用者負担額の軽減を図っています。

【利用者負担額(保育料)の決定】

利用者負担額(保育料)は、児童の保護者の町民税所得割課税額により決定します。児童の保護者の町民税所得割課税額とは、基本的には児童の父母それぞれの課税額の合計ですが、父母以外の方が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額も含めます。

○同居の祖父母についての税資料を確認する場合

- ① 平成30年中の父母の収入合計額が103万以下(所得38万円以下)の場合…4～8月分
- ② 平成31(令和1)年中の父母の収入合計額が103万以下(所得38万円以下)の場合…9～3月分
- ③ 父母の双方もしくは一方が、祖父母の所得税の扶養控除の対象になっている場合
- ④ 父母の双方もしくは一方あるいは子が、祖父母の健康保険の扶養控除の対象になっている場合
- ⑤ 父母の双方もしくは一方が、祖父母の事業専従者になっている場合

利用者負担額(保育料)を算定する際の町民税所得割課税額は、調整控除以外の税額控除(住宅取得控除等)は反映しない金額です。

利用者負担額(保育料)は4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当年度の住民税額をもとに算定しますので、毎年4月と9月に利用者負担額(保育料)の算定を行います。(年度途中の入園の方は入園時に行います。)

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

平成30年中の住民税額により算定

平成31(令和1)年中の住民税額により算定

決定した利用者負担額(保育料)は、4月入園の方は4月初旬までに、途中入園の方は入園月の初旬ごろに利用者負担額決定通知書により通知します。

また、9月の利用者負担額(保育料)の算定により決定した利用者負担額は、9月初旬までに利用者負担額決定通知書により通知します。

【その他】

○利用者負担額は、月額制ですので、欠席をされても基準の額を納めていただきます。

○生計主宰者の方の失業(自己都合は除く)、事業の倒産、長期病気療養や災害などにより、一定の基準に該当すると利用者負担額が減免となる場合がありますので、子ども家庭課までご相談ください。

【3歳未満児 利用者負担額一覧表】

令和元年10月時点

保育園（認定こども園保育園部含む）利用者負担額一覧表

（単位：円）

階層区分		利用者負担額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
①	生活保護世帯	0	0
②-1	町民税非課税世帯のうち ※要保護者等世帯	0	0
②-2	町民税非課税世帯のうち ※要保護者等世帯以外	0	0
③-1	均等割のみ課税世帯。所得割 課税世帯 25,000円未満	9,000	8,000
③-2	所得割課税世帯 25,000円 以上 48,600円未満	10,500	9,500
④-1	所得割課税世帯 48,600円 以上 72,800円未満	19,500	17,500
④-2	所得割課税世帯 72,800円 以上 97,000円未満	21,000	19,000
⑤-1	所得割課税世帯 97,000円 以上 133,000円未満	32,000	28,500
⑤-2	所得割課税世帯 133,000円 以上 169,000円未満	33,000	29,500
⑥-1	所得割課税世帯 169,000円 以上 235,000円未満	41,500	37,000
⑥-2	所得割課税世帯 235,000円 以上 301,000円未満	42,500	38,000
⑦-1	所得割課税世帯 301,000円 以上 349,000円未満	49,500	44,200
⑦-2	所得割課税世帯 349,000円 以上 397,000円未満	49,500	44,200
⑧	所得割課税世帯 397,000円 以上	49,500	44,200

【利用者負担軽減について】

○保育園・認定こども園（保育園部）の場合、在園している就学前児童のうち、最年長者を第1子と数え、在園する児童が第2子の場合は利用者負担額一覧表の該当金額の半額、第3子以降の場合は無料となります。

○所得割課税額 57,699 円以下（階層区分④-1 の一部まで）の世帯につきましては、多子軽減の対象となる兄弟の年齢制限はありません。

○表中の要保護者等世帯とは、一人親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯等をいいます。要保護者等世帯で階層区分③-1 又は③-2 に該当する場合は、表示した利用者負担額から 1,000 円の減額となります。さらに、所得割課税額 77,100 円以下（階層区分④-2 の一部まで）の要保護者等世帯につきましては、第1子は半額、第2子以降は無料となります。所得割課税額 77,100 円以下の④-1 と④-2 の一部の要保護者等世帯につきましては、第1子半額からさらに、3歳未満児は 4,000 円減額となります。

○要保護者世帯に該当する場合は、利用者負担額減額申請書(毎年度1回)を提出してください。

【3歳以上児(年少～年長) 幼児教育・保育の無償化 副食費について】

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳児から5歳児までの就園児にかかる基本的な利用者負担額は無償となります。

利用者負担額とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担になります(参考:町立幼稚園副食(おかず・おやつ等)費 3,600 円、町立保育園副食費 4,500 円(土曜除く))。ただし、年収が 360 万未満相当世帯の就園児と、多子軽減対象児童のうち第3子以降の就園児については、副食費が免除されます。幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の場合、小学校3年生以下で最も年齢の高い子どもを第1子と数え、保育園・認定こども園(保育園部)の場合、在園している就学前児童のうち最年長者を第1子と数えます。町立園の場合、主食は白いご飯のみ、お子さんに合った分量で持参となります。

【振替について】

振替日は毎月 26 日頃(振替日が休日の場合は、翌営業日)とし、振替不能の場合は、翌月 10 日頃を再振替日(再振替日が休日の場合は、翌営業日)とします。それ以降は督促状を発行し、手数料として 100 円を徴収します。

※聖マリアこども園については、直接施設に納付していただくこととなります。納付方法については、施設にご確認ください。

《園庭開放について》

未就園児を対象に、開園日(月曜日から金曜日)の午前10時から午前11時30分まで園庭を開放しています。また、園長による子育て相談等も実施しています。

入園申込み・保育料等のお問い合わせ先

〒510-1292

菰野町大字潤田1250番地

菰野町役場 子ども家庭課

TEL (059)391-1124